

知的財産，取得データの取り扱い

■ 日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第19条)

- ・産業競争力強化対策として米国バイ・ドール法を参考にし，政府委託資金による研究開発から派生した特許検討について，受託企業等に100%帰属させることを可能にする制度。

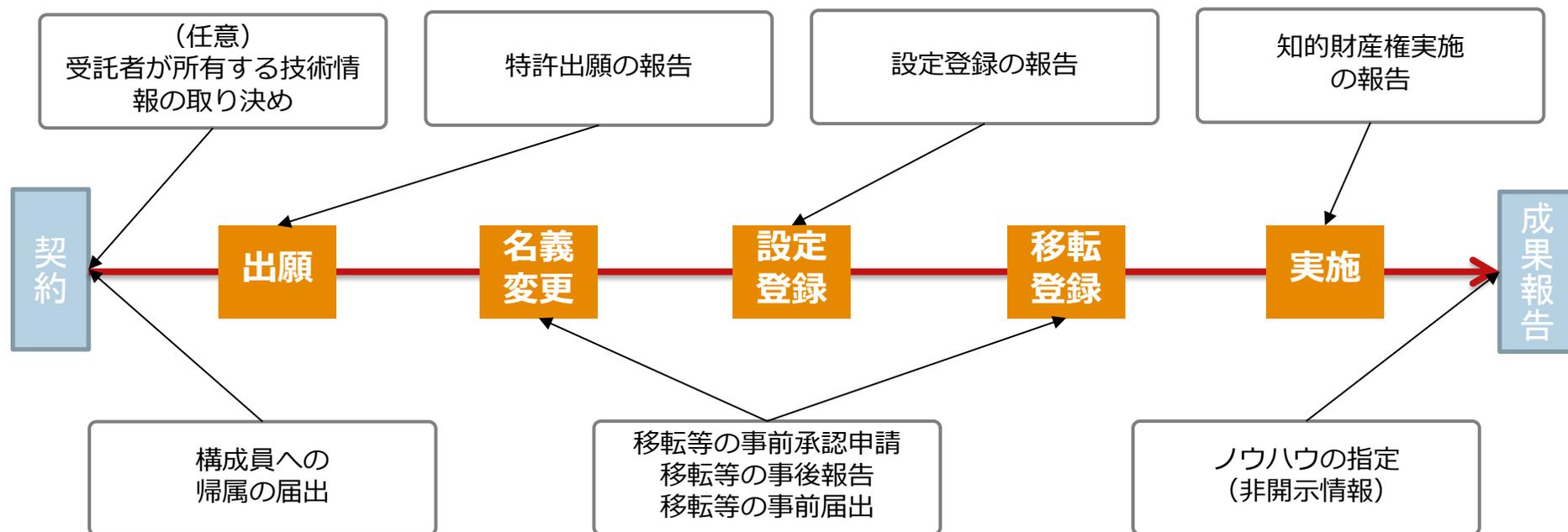
■ 産業技術力強化法第19条 要約

1. 国の委託研究開発又は請負ソフトウェア開発の成果に係る特許権等について，次の4条件をあらかじめ受託者が約する場合には，委託先から譲り受けないことができる。
 - ① 研究開発成果の報告
 - ② 公共の利益のための国への無償ライセンス
 - ③ 相当期間活用されていない場合における第三者へのライセンス許諾
 - ④ 特許権等の移転又は専用実施権の設定等の事前承認制
2. 他の法人を経由した間接委託，間接請負も含まれる
3. 他の法人が1. ②③の許諾を求める場合は，国の要請に応じて行う

知的財産，取得データの取り扱い

■ 申請・報告すべき手続き

(注) ソフトウェアも報告が必要



■ 取得データの取り扱い

- 提案の際に①想定される取得データ，②広島県に提供できるデータ，③データ連携基盤に提供できるデータの案を明示する。
- 上記を元にし，公共の利益に資するデータについて広島県と協議の上，取り扱いルールを決定する。